

西海市の発注工事において、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行**」に取り組むため、「**余裕期間制度を活用した工事**」を実施します。

タイプ：①発注者指定方式、②任意着手方式、③フレックス方式の3タイプ

余裕期間：工期の30%以内かつ60日以内

※余裕期間内は、現場代理人・主任（監理）技術者の配置不要

対象：西海市が発注する工事

（対象工事は、公告、特記仕様書に明記）

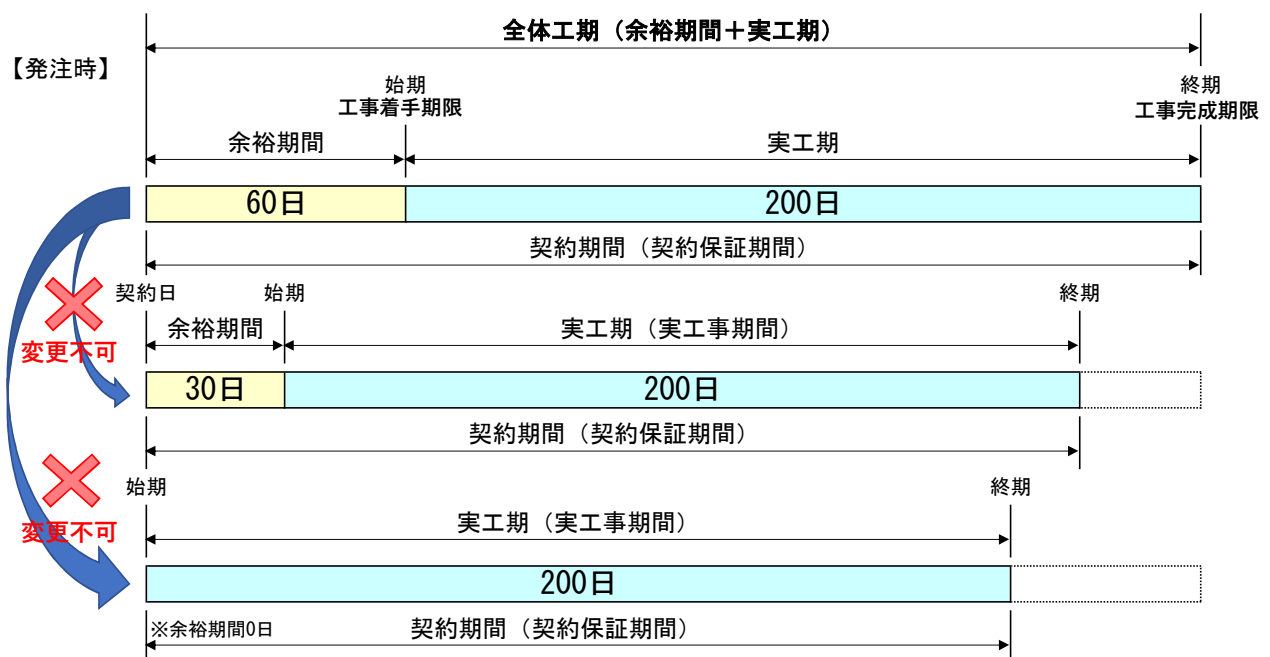
実施方法：「西海市発注工事における余裕期間制度を活用した工事実施要領」による

その他：余裕期間制度の基本ルールは国土交通省基準に準じる

①余裕期間（発注者指定方式）を設定している工事について

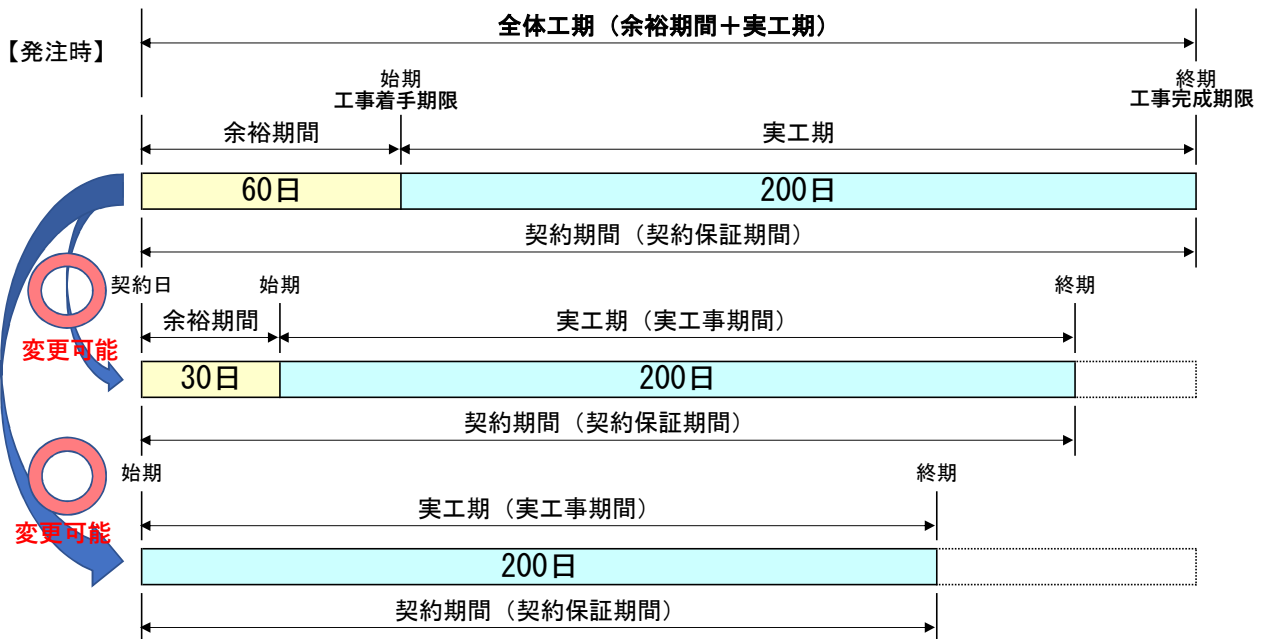
○余裕期間及び実工期の変更は原則出来ません。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも原則工事着手はできません。



②余裕期間（任意着手方式）を設定している工事について

- 余裕期間の変更ができます。
 - ・受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
 - ・工事の始期前であれば、当初契約前でも契約後でも、工事着手期限までの期間で余裕期間の変更が可能です。
 - ・契約締結前に、実工期間を記載した工期通知書を発注者に提出してください。
- 注意事項
 - ・余裕期間が変更されても実工期は変更できません。
(工事の始期を変更すると工事の終期も同様に変更になります。)



③余裕期間（フレックス方式）を設定している工事について

- 全体工期内で余裕期間及び実工期の変更ができます。
 - ・受注者の意向により余裕期間の変更が可能です。
 - ・受注者の意向により実工期間の変更が可能です。
 - ・契約締結前に、実工期間を記載した工期通知書を発注者に提出してください。
- 注意事項
 - ・工事の終期は、発注者が指定した工事完了期限を超えて設定できません。

